

平成 2 7 年度
第 3 回
社会福祉法人専門家会議
会 議 録

平成 2 7 年 1 2 月 1 1 日
東 京 都 福 祉 保 健 局

2（午前 10時02分 開会）

○新田指導調整課長 では、定刻となりましたので、ただいまより平成27年度第3回社会福祉法人専門家会議を開催させていただきます。

委員の皆様には、ご多忙のところをご出席いただき、ありがとうございます。

本会議の事務局を務めさせていただきます、福祉保健局指導監査部指導調整課長の新田です。よろしくお願いいたします。

初めに、本日の委員の出席状況についてご報告させていただきます。

本日は、今井委員、茨木委員のお二人からご欠席の連絡をいただいております。オブザーバーの世田谷区の泉谷課長は、遅れるとの連絡をいただいております。

委員の紹介につきましては、お手元に配付させていただいております委員名簿と座席表に代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

本日お配りしております資料は、お手元の次第の下半分にありますように、この会議の名簿、設置要綱、資料1から資料4まで。そして、別紙1と別紙2。参考資料として1から3を付けております。不足等がありましたら、よろしくお願いいたします。

ないようでしたら、会議に入らせていただきます。

ここからは、平岡委員長、よろしくお願いいたします。

○平岡委員長 ありがとうございます。

委員長の平岡です。よろしくお願いいたします。

初めに、本会議及び会議に係る資料及び議事録につきましては、社会福祉法人専門家会議設置要綱第7条に基づきまして、原則として非公開になっております。

ただし、委員長が認めるときは、会議並びに会議に係る資料及び議事録を公開することができることになっておりますので、今回の会議については公開とさせていただきます。皆様、ご了承ください。

それでは、会議に入らせていただきます。

まず、初めに報告事項について、事務局から説明がありますが、その中で事務局が作成した自己点検シート（案）と財務分析の指標（案）の説明があります。

これについては、皆様からご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは事務局、よろしくお願いいたします。

○新田指導調整課長 それでは、資料1に基づきまして、都における社会福祉法人制度改革に向けた取組についてということで、28年度の予算要求の状況について、ご説明いたします。

まだ、予算要求の段階でして、正式には年明けに知事原案が出まして、3月末に議会で最終的に決定するという形になっておりますので、あくまでもまだ途中の段階ということで、ご理解いただければと思っています。

また、社会福祉法の改正案が国会を通過していないこともありますので、併せて付け加えておきます。

資料1についてのご説明ですけれども、都の予算要求の中身なのですが、基本的には第1回・第2回の専門家会議でいただいたご意見。あるいは、これまで都が行ってきた社会福祉法人経営適正化事業の現状や課題を踏まえて、それを発展・強化させる形で予算の要求をしております。

まず、第1回・第2回社会福祉法人専門家会議での主な意見ということで、大きく4点にまとめてあります。

一つが、ガバナンスの強化についてということで、法人自らがガバナンス強化を行うためには所轄庁の支援が必要であるというご意見です。特に、新制度のもとで評議員の役割というのが重要ではないか。そういった中で、特に事業規模が小さい法人ですとか、保育系の法人については、手厚く対応していく必要がある。こうした意見をいただいております。

続いて、財務規律の確保についてですが、これまで都が行ってきた社会福祉法人経営適正化事業をさらに発展・強化させる必要があるのではないかと。監事を初めとした社会福祉法人自らがチェック機能を強化することが重要である。都で自己点検ツールを作成してもらえると、実地検査の際に役立つという意見も区市のほうからいただいております。

三つ目が、運営情報等の活用ということで、社会福祉法人の内部留保などが新聞等で取り上げられましたけれども、そういったことに注目が集まっているので、都内法人の実情を明らかにする必要がある。また、地域特性を明らかにし、都ならではの地域ニーズを浮き彫りにすることも重要ではないかというような意見もいただきました。

その他として、都は広域的自治体の立場から、都内社会福祉法人が新制度への移行を進められるよう、一律に取組を行う必要がある。都は区市への支援を行ってほしい。そういった意見をいただきました。

それを踏まえまして、下の方にいきまして、社会福祉法人経営適正化事業の発展・強化というところになります。

左側の方は、これまでの取り組みというところで、経営適正化事業をこれまで行ってきたのですけれども、大きな中身として、課題のある法人を早期に発見し、早期に対応していこうというところで、法人単位の財務分析ですとか、そこで出てきた法人の問題に対して、特に必要な場合にモラールサーベイ・チェックですとか、簡易のSWOT分析による課題分析。そして、処分等の案件につきましては、社会福祉法人専門家会議から意見をいただく。そういった仕組みでやってきました。

ただ、これまで指導検査において早期の課題発見に役立ってきた面がある一方で、平成25年4月の区市への社会福祉法人の指導検査の権限が移譲される前につくったスキームということもありまして、必ずしも区市との役割分担や、連携ということが整理さ

れてこなかった、という課題もありました。

それを踏まえまして、右側の方にいきまして、社会福祉法人経営力強化事業と名称も変更した上で、28年度からやっていきたいと考えまして予算要求をしております。

先ほど申し上げたように、1回目、2回目での専門家会議の意見ですとか、先ほど説明した経営適正化事業の現状・課題を踏まえまして、事業を再構築し、発展・強化しています。

資料1右下に事業のイメージがございますが、網掛けのところが今回新たに加えたところです。一番下にある網掛けがないところが、従前からやっていたものという形になります。

大きく三つございまして、第一にガバナンスの強化ということで、新制度を法人や区市に対して周知・徹底をしていく。特に、役員等の機能の強化を実施する。第二に財務規律の確保としまして、自己点検シートを作成する。第三に法人の活動状況の把握として、これまでの法人単位の財務分析に加えまして、拠点区分単位での財務分析も実施する。そういった、新たな事業の予算要求をしております。

新たな事業の詳細については、資料1の2枚目でございますが、まず、法人のガバナンスの強化ということで、専門家会議の指摘でもありましたように、今回の改正は非常に大きな改正ですので、都内の全社会福祉法人が新制度移行に向けた準備ができるように、新制度の中身を周知・徹底していく必要があるということで、大きく二つの取り組みを（ア）と（イ）として挙げています。

一つ目が、新制度の説明会ということで、都内全ての法人、これは約1,000ございますが、その法人を対象にして、法改正の概要や法人が準備すべき具体的事項について、周知を行う予定としております。

今年度も、年明けの1月14日に、参考資料2という形で概要をお配りしておりますが、なかのZEROホールで、国の担当の方にも来ていただいて、新制度の概要について、法人に対して説明する場を設ける予定になっております。

そして、（イ）のところでございますが、普及啓発媒体の作成ということで、法改正の要点や準備すべき等をまとめた広報媒体、具体的にはパンフレット等になると思われませんが、そういったものを作成して配布するとともに、都のホームページに掲載することも予定しております。

具体的な説明会の内容ですとか、普及啓発媒体の中身につきましては、今後、検討していきたいと思っておりますので、もしこの場でご意見等があれば、いただきたいと思っています。

右の方に移りまして、役員等の機能強化ですけれども、今回の改正の中で特に重要な役割を担う評議員と監事に対しては、重点的な支援、説明会、研修に近いものになるのかもしれませんが、そういったものを予定しております。

特に監事の説明会につきましては、後ほどチェックリストのご説明もいたしますが、

特に会計監査人が置かれぬ規模の法人に対しまして、自己チェックをやってもらう。その自己チェックをする際のポイントをこの監事の説明会の中でも説明していきたいと考えております。

なお、これも都内全ての法人を対象に実施したいと考えています。

そして、その下に区市との役割分担とありますけれども、先ほど、これまで区市との役割分担や連携が十分ではなかった部分もあるというお話をさせていただきました。ここでの整理としましては、都は広域自治体として、都内全ての法人、都の所管だけではなくて、区市所管も含めて、広く制度の周知等や役員の機能強化を行っていく。そして、区市は所轄庁として、地域の実情に合わせた、よりきめ細やかな支援を所管の法人に対して行う。区市が管内社会福祉法人を支援するに当たっては、都が区市を支援していく。そういった役割分担・連携を図っていきたいと考えています。

二つ目が、法人の財務規律の確保のところですが、ここは自己点検シート、先ほど申しあげましたけれども、それを作成していく。

考え方としましては、法令等に則った手続や経理処理がちゃんと行われているのかどうかというのを法人みずからが確認できるようなシートを作成するというので、別紙1をご覧くださいなんですけれども、非常に細かい資料になっています。100を超える項目、それぞれ区分でいうと、運営等とか定款とかあります。これはフルパッケージのバージョンでして、これをそのまま使うかというところはあるんですが、法人にチェックしてもらいたい事項をまとめまして、チェックする際は「はい」と「いいえ」という形でチェックできるようにつくっております。これも、今後項目をさらに絞っていくのか、また、こういった形で法人に配付をして、都や区市といった所轄庁がその確認をしていくのかと。運用上、これから詰めなければいけないこともございますが、こうした自己点検シートを案として現在作成しております。

自己点検シートについても、この会議で皆様から、こういった項目があれば良いのではないかと、こういった運用方法が考えられるのではないかとといったご意見をいただければと思っております。

予定ですが、28年度に点検シートを完成させまして、29年度から運用を開始したいと考えております。

あくまでも現時点での案ではございますが、右側のシート活用の流れに示しておりますように、東京都がシートを作成し、区市にこのシートを提供いたします。

都が所管する法人につきましては、都が法人に対してシートを配付して、法人に点検していただきまして、その点検結果を都に何らかの形で報告していただく。東京都では、それを確認する。

一方、区市が所轄する法人につきましては、東京都が提供したシートを使っていただいて、所管の法人に配付をし、都の仕組みと同じように何らかの形で報告をしていただいて確認をする。そういったスキームが考えられるのではないかとこのところでは。

次に、三つ目の法人の活動状況の把握というところですが、これは財務分析の話になりますが、従前は法人単位で、法人全体の財務諸表を11の指標を使って分析をしてきました。

これは別紙2をご覧いただきたいんですけども、別紙2のナンバーでいうと1から11までが今まで用いてきた11の指標です。新たに指標を加えると同時に、法人単位だけではなくて、拠点区分単位での分析をやっていこうと考えております。といいますのは、平成27年度には全ての社会福祉法人が社会福祉法人新会計基準への移行が完了し、新基準に基づく拠点区分単位での財務諸表等の作成や提出が義務付けられるためです。

新法の中では、平成29年4月から区域内の法人の活動状況の調査、分析、公表、これが都道府県の業務となると規定されております。こういったことを受けた対応という形になっています。

具体的には、別紙2のところの、No. 1から11を現在の法人単位に加えて、拠点単位で分析をするということと、あと12から16まで、候補が五つ上がっていますけれども、これを新たな指標として加えまして、分析を行っていくということを考えています。この指標につきましても、11までは今までやってきたものですが、特に新たな部分について、こういった指標が考えられるのではないかとか、指標の運用の仕方について、ご意見があればいただきたいと思っております。これも28年度、もう27年度決算から新会計基準になりますので、その決算を早速使って、28年度から分析をしていきたいと考えています。

右側に法人の活動状況把握の流れという形でイメージを書いておりますが、財務諸表等につきましては、法で所轄庁に提出をすることになっておりますので、都所管ですとか、あるいは関東信越厚生局所管法人の財務諸表等については東京都に提出されますが、区市所管の法人につきましては、区市に提出されますので、ここにありますように、今も財務分析の際には区市から財務諸表を提出いただいているんですけども、今後も区市から財務諸表等を東京都にいただいて、東京都が都内全体の法人の分析を行って公表していく。そういった流れを考えております。

以上、長くなりましたが、都の予算要求の状況についてのご説明でした。

○平岡委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明を受けまして、予算要求の状況についてはご質問をいただくということになります。自己点検シート（案）及び財務分析指標についてはご意見等をお伺いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○亀岡委員 基本的には、非常によくまとめられているのかなと思っております。

先ほど見せていただきました2番目の法人の財務規律の確保というところで、自己点検シートの作成ということで、自己点検シートというのが別紙1ということになりますので、ここでは財務規律の確保ということがベースで、財務規律のことも入っておりますが、法人全体の、例えば役員、定款だとか、評議員会、理事会自体が成り立つ

か成り立たないか、といった項目。ここは多分財務規律の確保よりもっと大きな法人運営全体ということにもなるかと思えます。自己点検シートはいいと思うので、財務規律だけのチェックリストではないということだと思えますので、できればそういう形も書かれればと思います。

それと、あと、財務規律ということも書かれてありますので、チェックリストの4ページ目ですか。71番ぐらいからちょうど資産管理。この辺から当然役員報酬なんかも含めてあるのかもしれませんが、重なっていくのかなという形がします。

ここで書かれている内容自体は、非常に大切な中身が結構あると思うのですが、例えば、87番の1年基準のワン・イヤー・ルールというので、これは従前の会計基準ではなくて、新基準で初めて出てきた内容かとは思っておりますけども、ここでワン・イヤー・ルールだけがクローズアップされているみたいな。できれば、全体から落とし込んでいくように入れかえると、一つやっていくとだんだん全体から細部に物ごとを潰していけるような、そういう仕組みのチェックリストが使い勝手がいいのかなと思っております。

今回これは拠点単位ということになっておりますので、特に85番で資金移動にかかる処理は適正に行われているかということで、かなりこれでクリアできるかと思うんですけども、実際の資金移動の中には二つあって、一つは繰り入れ、資金をあげてしまうということですね。というものと、もう一つは貸付、借入ということがあります。これについては非常に重要だと思っておりますので、返済状況をどうするのかとか、また、同じ社会福祉事業の中でも介護事業と、措置事業を行うところだと資金移動の制限が違うので、それはここでいう資金移動にかかる処理ということに入ってしまったのかと。いいんですけど、この1行の中に全てのことが凝縮されているというか、もう少し監事さんなり、チェックする方がもう少しわかりやすい、言いかえると、いろんな通知がある程度落とし込まれているチェックリストが望ましいのかなと思えます。仕組みというのは非常にいいと思うんですけど、中身はその辺をよりわかりやすく検討されるといいのかなと思っております。

それと、このチェックリストが具体的に、今、点検結果を東京都へ出すということになっていきますけど、このチェックリスト自体を提出させるのかどうかという話にもなるかと思えます。法人においては、規模の大小があると思っておりますので、全ての法人さんにこれを全部やってください、なおかつ提出してくださいというような形で持っていくのかどうかということで、どのように使うのかということ。自己点検ですから、自らチェックしていくのは非常に大事なことですけど、提出のためのリストなのかどうか。提出のためになると、かなり細かいかなという部分もありますので、その使い方も一度ご検討していただければと思います。とりあえずで。

○平岡委員長 ありがとうございます。

具体的なご指摘、ご提案もいただいておりますが、事務局からお答えいただくことはで

きますでしょうか。

- 新田指導調整課長 実際の項目につきましては、いただいたご指摘も踏まえて、わかりやすい形にして、絞り込んでいきたいとは思っています。

指導検査を行っていく中で、法人に注意してもらいたいことも、盛り込んでおりますので、そこは整理させていただきたいと思います。

それと、各項目の意味しているところが、法人によってはなかなかわかりにくいというところもあるので、実際に使う際には、項目の解説のようなものもつくってきたいと考えております。先ほど申し上げた監事に対する説明会等の場でも、「これはこうだったことで、こういったことが必要ですよ」という説明をしていきたいと考えております。

それと、これを提出させるのかどうかというところで、法的な根拠の問題もあるので、提出を義務づけるというところまではなかなか現時点では難しいのではないかと考えています。ただ、法人にやってもらって、本当に自己点検したのかということはどう確認するかという問題も一方ではありますので、そこも含めて今後検討していきたいと考えています。

- 平岡委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

一つ確認ですが、ご説明の途中で会計監査人の置かれていない法人については、自己点検をやってもらうということで、そのために活用してもらうというお話でしたが、会計監査人が置かれている法人も、もちろん会計監査人の方は、このような内容はチェックされるのでしょうか。チェックリストを使っていたかどうかということになっているのか。その辺の確認をさせていただければと思います。

- 新田指導調整課長 チェックシート自体は、会計監査人を置いているところでも配っていかうと考えていますが、特に会計監査人を設置していないところにやってもらいたいということです。

- 平岡委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかにご質問、ご意見はございませんでしょうか。

- 泉谷世田谷区指導担当課長 世田谷区の泉谷です。よろしくお願いいたします。

実は、この自己点検シートはとてもいいものだなと思って拝見をしていたのですが、この間、実際現場に指導検査でお伺いしたときに、それぞれ理事会、事務局の方々は、この定款とその他の諸規定との整合というところまで回って気がついていないという法人さんがたくさんございまして、こちらはその辺を指導してくることが多かったということでは、例えば、定款の改定がその他の諸規定にきちんと整合がとれているのかといったような項目をどこかで入れていただくと、私たちとしては助かるかなという気がします。

以上です。

- 平岡委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○新田指導調整課長 いただいた意見を参考に、検討させていただきます。

○平岡委員長 ありがとうございます。

それでは、そのほかにご意見、ご質問は。どうぞ。

○亀岡委員 あと、財務分析の指標（案）という、これは非常によくできているかなと思っております。

これは、おそらく以前厚生労働省からの委託に基づき公認会計士協会が作成した報告書にある指標と、もともと、東京都さんとして社会福祉法人経営適正化事業で作成されていたものをミックスされたものだと思うのですが、例えば、人件費率の部分もそうですが、人件費率の計算式のところで、人件費以外に福利厚生費が含まれています。これは決算書を見ると実は事務費のところに入っております、ここには出ていませんが、人件費率以外にも事業費比率だとか、事務費比率みたいなものも分析としては出していこうとあるんですけど、その中のうち、多分ここでは人件費率が重要だと思われるのでピックアップをされたと思います。そうすると、今、最初にお話をしましたほかの事務費比率と一部重なってしまうやり方ということと、あともう一つは、多分東京都さん以外の各道府県、または国所管となると、多分国所管なんかは厚労省の報告書をベースに指標を考えると、思うんですね。

ですので、今、私はどちらがいいとかという話をしている意味ではなくて、おそらく財務分析というのがいろんなところから出てくると、今度は他道府県と比較をしたり、国との比較をされたりするような。それ以外にも他の事業体、例えば介護であれば営利法人なんかも含めた、いわゆるイコールフッティングではないですけどちょっと比べてみましょうという形になったときに、この計算式が異なっていると、同じ人件費率といっても変わってきますので、この辺の計算式の統一性というのは、一度ご検討いただくことがいいのかなと思っております。その辺は一度お願いできますでしょうか。

○平岡委員長 それでは、亀岡委員のご助言もいただいて、ご検討いただければと思います。

そのほかの点については、よろしいでしょうか。

(なし)

○平岡委員長 それでは、ご質問、ご意見、ありがとうございます。

次に、次第3、議題に入りたいと思います。新しい社会福祉法人制度に対する都の取組についてという議題になります。

では、会議資料に基づいて、事務局からご説明をいただいて、その後、委員の皆様からご意見などをお伺いしたいと思います。

それでは、よろしくお願いたします。

○新田指導調整課長 まず、資料2の評議員・評議員会についてです。

今回の法制度の改正の中で、評議員に新たな権限が付与されたということが、一つ大

きな改正の中身になっておりますので、そこに対しまして、現状と課題を整理させていただきます。

まず、新制度における評議員・評議員会の概況ということで、現行法と改正法案はどうなったかというところのまとめをしております。

若干おさらいになるのもありますけれども、例えば、職務・権限、義務、責任、任期等については、今まで規定がなかった部分が、今回改正法案の中では、きちんと規定されたということになっています。

例えば、職務・権限であれば、理事・監事・会計監査人の選任・解任ですとか、報酬等の決定、評議員会の招集請求等の権限が付与された。義務としては、善管注意義務ですとか、責任としては損害賠償責任、特別背任罪等が規定されたと。任期については、4年（6年まで伸長可）となっています。選任方法につきましても、今まで規定がなかった部分が、定款によるという形になっています。

報告書の中では、一例として、選任委員会というのが挙げられておりまして、これは後ほどご説明いたします。

資格・要件についても、今まで規定がございませんでしたが、きちんと規定されていくという形になっています。

兼職につきましては、今まで規定がなかったわけですが、改正法案の中では、役員または当該社会福祉法人の職員との兼職は不可というところは、はっきりと規定されております。

評議員会の設置そのものにつきましても、今までは任意の設置ということで、措置、保育、介護保険事業のみを行う場合以外は必置という形で通知での規定はありましたが、全ての社会福祉法人が必置となりました。位置づけも、諮問機関から議決機関。定数につきましても、従前の理事の定数の2倍を超える数となっていたものが、理事の定数を超える数ということで、7人以上という規定になっております。ただ、政令で定める一定規模の法人にあっては、施行から3年間は4人以上という規定も設けられております。

その下に参考とあります。先ほど申し上げました資格・要件の例ですけれども、国資料から引っぱりてきておりますが、評議員としてふさわしいと考えられる人材の具体例を示しております。今までは通知で、地域の代表及び利用者の家族の代表が加わることが望ましいとされてきましたが、それに加えまして、社会福祉事業や学校などその他公益的な事業の経営者、学経、弁護士、公認会計士、税理士等、あと地域の福祉関係者等々というのが、まだ決まったわけではないですけれども、ふさわしいと考えられる人材として、国の資料の中では挙げられております。

その下に、評議員の選任方法の例ということで、もし評議員の選定委員会を設置する場合の流れという形で、参考に示してあります。これは公益財団法人のモデル定款の中から作成したものになっています。

まずは、評議員の選任方法につきまして、定款で定めるという形になっておりますので、

定款を変更していく必要があると。それに伴って、所轄庁へ申請をすると。認可がおりた後に、理事会で選定委員会というものを設置いたしまして、理事会が評議員の候補者というものをそこにかけて、説明等をして、選定委員会で審議して、選任をしていくという流れが、一つ公益財団法人ではあります。こういったものが、社会福祉法人で導入されるかどうかはまだはっきりしないのですけれども、もしもこういったものが導入されれば、社会福祉法人においてもこういった流れの中でやっていく形になります。

右側のほうにいきまして、現状ということで、では都内法人のどれぐらいの割合が今評議員会を設置しているのかというところで、所轄庁別に示しております。

全体だけのお話をいたしますと、都内法人は約1,000あるのですけれども、そのうち評議員会を設置していないのが390ということで、未設置率としては4割弱となっています。未設置の中を見てもみますと、総体は390ですが、そのうち314が区市所管という形になっておりまして、区市所管の割合が非常に高くなっている。

こうしたことを踏まえた今後の課題と対応策ということで、事務局が現時点で考えるものを大きく三つほど掲げております。

改正法案のもとでは、役員の選任・解任や報酬等の重要事項に係る議決権が新たに付与されたことですか、評議員の理事等との兼職が不可能になった。そうすると選任方法も変更になる。いろいろ変わるわけですが、こういったことを都内全ての法人に、法が施行されるまでの間に理解してもらう必要がある。

二つ目として、先ほど申し上げたように、都内全法人の約4割が評議員会を設置していない。その大部分が区市所管法人である。これまで評議員を設置していなかった法人につきましては、施行までの間に評議員を新たに選任し、評議員会を設置する必要があります。また、今までも評議員会を設置していた法人におきましても、資格、要件等が変わりますので、そういった要件に合致した評議員を選任する必要があります。

最後三つ目としまして、選ばれた後の話ですけれども、評議員が権限・義務・責任を理解して、理事・理事長等に対して牽制機能を適切に発揮できるように、資質の向上を図っていく必要がある。

この大きな三つを課題として挙げさせていただいております。

対応策ということで、非常に簡単に書かせていただいておりますが、やはり新制度をきちんと全ての法人に周知していく必要がある。法人からの相談体制を充実させていく必要がある。そして、評議員の資質の向上を図っていく必要がある。こういった対応策を掲げております。

資料2の説明は以上となります。

○平岡委員長 ありがとうございます。

それでは、この資料2、評議員・評議員会について、今のご説明を受けて、委員の皆様からご意見などをいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○亀岡委員 ありがとうございます。

評議員会が未設置のところを見ますと、390のうち都知事、区市長を合わせると全体の96%ぐらいで、ほとんどが都・区市の所管のところだということになると思います。今回、この評議員と評議員会というのが従来の理事会より権限を持つようになり、また、ここには出ておりませんが、実は監事がかなり大きな権限を持つようになりまし。もちろん従来から監事はおりましたが、今回は非常に監事の役割、責任というのは重くなってきていますので、もしできれば併せて対応を進めることが、実は経営力の強化につながっていくのかなと。

多分、今までは理事が物ごとを理事会で進めていて、評議員会は、というと諮問機関ではないですけども、それを聞いていると。監事さんももちろんいるんですけど、非常勤の方だけで、実質的にそんなに役割がなかった。ただ、今後は新公益法人制度がまさにそうですが、監事も理事会に出なくてははいけない。今の会社法に近いチェックをしなくてははいけない機能がありますので、そういう意味ではこの評議員・評議員会プラス監事の部分も、むしろ私は、監事のほうの実質的な意味の権限は持っていくのだと思うのですね。評議員会ももちろんあり、従来と随分役割が違いますけれども、実質的には理事会が法人運営をしていくと。そのときに理事会に出席しているのは、多分監事だと思いますね。この辺が現場としてやっていくのかなとは思いますが、一応その辺も含めて、仕組みを考えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○平岡委員長 すみません。それでは、念のために監事の選任の基準なども説明をしていただいた上で、選任方法等についてお考えのことをご説明いただければと思います。ちょっと私も把握していないもので、教えていただきたいという趣旨なのですが。

○岡本社会福祉法人係長 監事のところでご説明申し上げます。

選任につきましては、評議員会の方で選任されるということに法令上はなっております。義務と責任等についても、ここに今ありますように、善管注意義務であるとか、損害賠償というところで、評議員、理事と同じように課せられるというところがございます。人数については、現行と変更はございませんで、2人以上というところになっております。資格要件等についても、公認会計士であるとか、税理士であるとかというようところで、現行と変更はないというふうには聞いております。

今後、監事に対しての機能強化というところがございます。報告事項でもお話がございましたように、今後、監事に対しての研修、説明会ということについても、予定してございます。その中で、先ほどのチェックリストを使った説明、監事の重要性というところも、都の方から全法人に対して説明していきたいと考えているところがございます。

以上でございます。

○平岡委員長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○亀岡委員 すみません。今のお話が大変わかりやすくいただいて、ありがとうございます。

私は、もう一つ監事の役割で今後大変重要になるかなと思っておりまして、今後、外部監査として公認会計士等が入ってくる形になると思います。そうすると、多分、今の企業なんかと一緒にですが、公認会計士の方とのコミュニケーションといいますか、もう少し言うと、会計監査の大きなところはそちらに委ねていくと。むしろ公認会計士の監査がきちんとしているかどうかを、逆にいろんな計画を聞いてやっていく。これは今まで余りなかったことですね。

では、それ以外のものをどうしますかという、むしろ業務監査にさらに重点が今以上にいくのかなと。そうすると、まさに理事会の運営、理事の状況について、さらに今よりもより特化できるような仕組みになっていくのかなと、こういうことを含めて考えますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○平岡委員長 ありがとうございます。

ご意見をもとにご検討いただければと思ひます。

そのほかによろしいでしょうか。資料2につきましては。

○高原委員 法人を運営している立場から考えると、これは愚痴みたいな話ですけれども、新しい評議員を選考する。この作業が物すごく大変な上に、それを選考する委員をまた別に選ぶという、この作業が非常に大変だと思ひています。どんなふうを選んでいったらいいのかなと。切実な問題ではあります。

○平岡委員長 ありがとうございます。

確かに、規定などは専門家に頼めば対応しやすいということはあるかもしれませんが、評議員あるいは委員の選考ということになりますと、なかなかご苦労されることもあるのかと思ひます。

このような選定委員会を設置するようになった場合を考えて、法律が予定どおりに施行されるようなことを考えると、どのぐらいのスケジュールでこのプロセスが進行していくのかというようなことについては、大体的見通しというのはありますでしょうか。

○新田指導調整課長 法案どおり仮に29年4月1日から評議員会が必置化されるということが決まった場合には、当然その前に評議員を選定しなければなりません。

先ほどご説明したように、評議員の選任方法について定款で定められているので、定款の変更が必要になってきます。その定款を、所轄庁が確認をして認可しなければいけないので、そこにどれだけの時間がかかるかというところもあります。東京都所轄だけでいうと、評議員会を新たに設置するところ以外にも、選任方法を選ぶために定款を変更する法人は300ぐらいあります。300法人の定款の変更を、確認をして認可するのにどれだけの時間がかかるかということですが、やり方にもよりますが数カ月かかることも想定されています。それから逆算していきますと、今年度中に法が仮に成立したとして、来年度に入ってすぐに法人の方でも評議員の選定の準備を進めていかないと、29年4月までに評議員会を設置することは難しいのではないかと、スケジュール的には考えられますし、懸念している部分でもあります。

○平岡委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、資料2については以上ということにさせていただきます。

それから、これにつきましては、今の評議員会未設置法人が区市所管の法人が多いということもありますので、区市の課長さん方から、何かございましたらお願いいたします。

○鈴木八王子市指導監査課長 八王子市の鈴木です。八王子の場合は55法人あるのですが、評議員会を設置している法人が20くらいですかね。もうほとんどの法人が新たに評議員を選ぶと。また、既存の評議員会があるところにおいても、新たな資格要件に合致しないということになると、この一連の手続を全部することになると思います。今、来年度当初から準備が必要ですよというお話を聞いて、準備をしなくてはいけないなということを、今認識いたしました。ありがとうございます。

○平岡委員長 ありがとうございます。

世田谷区さんから、何かございますか。

○泉谷世田谷区指導担当課長 私たちの世田谷区でも、小規模法人を中心として評議員会が未設置のところがあります。指導検査にいった際に、これからどうやって人を探していったらいいのかという現実的なご相談を受ける場合がたくさんございまして、その際は、行政側でいろいろ把握している人材をご紹介することはできますと。また、その地域の町会、自治会、民生委員の方とのパイプをつくる中でご検討くださいというような具体的なやりとりが、だんだん増えてきているという気はしています。

○平岡委員長 ありがとうございます。

○亀岡委員 これは、公益法人の改革の方で現実的にあった話でございしますが、社会福祉法人もそうですけども、従前は理事の方が評議員を兼ねることができると。だから理事の倍以上でないと議決できないというのがあったんです。

それは現実で何を言っているかということ、評議員会といっても、結局、理事の方が実質的にいろいろなことを進めていくということがあったわけですが、今後は、理事は評議員を兼ねることができない、ということになりましたので、実質的に評議員会の中で議事進行など運営ができる方を選んでいかななくてはいけないということですので、何をお話ししたいかということ、今、既に評議員会があつて、それできちんと評議員会が機能しているところはそれでいいと思いますが、そうでないところは、やっぱり先ほど若干お話がありましたけども、どういう人を構成していくのかということも、きちんと検討していく。今、評議員会があるといっても、評議員自体の役割や仕組みが変わってきますので。改めて理事と評議員との構成を一部見直し、例えば、理事から評議員になっていただく、など。そうしないと実質的に評議員会が運営できないことにもなりかねませんので、ぜひ、その辺含めた準備をやっていただく必要があるかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○平岡委員長 ありがとうございます。

既に評議員会が設置されている場合も、そういうことになりますと行政からの指導、支援が必要になるというお話だったと思います。

それでは、資料2については、このぐらいにさせていただければと思います。

それでは、続きまして資料3の説明をお願いいたします。

○新田指導調整課長 資料3の社会福祉充実計画です。今回の法の改正（案）の中でも、ここも一つ大きな問題ですので、事務局のほうで論点という形で整理しております。

左側に社会福祉充実計画の概要ということで、細かいのですが、法から拾った現時点での考え方というものを書いてございます。簡単にご説明いたしますと、内部留保の明確化ということを目的としまして、法案上では資産から負債を引くと。さらに事業継続用財産を引いたものを社会福祉充実残額とって、その社会福祉充実残額がある場合に、社会福祉事業、地域公益事業、公益事業という形で投資をしていきます。

この（3）の地域公益事業というのが日常生活、または社会生活上支援を必要とする区域の住民に対して無料、又は低額な料金でサービスを提供するというので、新たに規定された部分になっております。

この社会福祉充実計画を作成するに当たって、事業継続用財産を引いていくわけですが、そのところが一つ大きな問題と考えております。

社会福祉審議会の部会の報告書によりますと、事業継続用財産としては、法に基づく事業に活用、今、使っている財産ということで、例えば土地ですとか建物。そして現在の事業の再生産に必要な財産ということで、簡単にいうと建て替えですとか大規模修繕に関わるような資金、最後に運転資金、こういったものを引いていくと。今後、国はこの事業継続用財産をガイドラインで決めていくと言っているのですが、まだ法が通っていないということもあって、その辺りの詳細が示されていないというのが現状です。

その下にいきまして、先ほどの社会福祉充実残額がある場合については、社会福祉充実計画を作成します。作成に当たっては、地域の区域住民のニーズを把握したり、公認会計士、税理士の承認を受けたり、あるいは評議員会で承認を受けるといった手続きを踏んで、所轄庁へ提出をいたします。

所轄庁では、それぞれの事業が、事業区域内の需要や供給と合致しているのかとか、そういったことを確認して、最終的には計画を承認していきます。

その中で、計画承認のところの真ん中辺に点線で囲ってございますが、所轄庁が上記の事項に適合しているか調査するため、関係地方公共団体の長に対して資料の提供、その他必要な協力を求めることができるというような規定がございます。おそらく、都道府県のような広域的な自治体が所轄庁の場合である場合や国が所轄庁の場合を想定していると考えられますが、そういった規定もあります。

あと、一番下のところに所轄庁による支援等というところで、社会福祉充実計画の作成と円滑な実施については、必要な助言と支援を行うという規定もあわせて設けられております。

非常に簡単にいうと、こういった概要になっております。

この社会福祉充実計画に関する主な論点を、左に何点かまとめております。事務局が考える主なものですので、これ以外にもいろいろあると思いますので、また、ご意見をいただければと思います。

一つ目が、社会福祉法人の実情に応じた配慮ということで、先ほどの事業継続用財産についてですが、下に参考として都内社会福祉法人の現状を示しておりますが、社会福祉法人が運営している事業ですとか、法人の状況、規模もさまざまです。特別養護老人ホームや保育所などの事業内容ですとか、あるいは事業規模によって必要となってくる建て替えの修繕経費ですとか、運転資金は異なってくるため、先ほどの事業継続用財産の計算に当たっては、実施する事業の内容を考慮していく必要がある。特養と保育所では、同じようには考えられないのではないかとということです。

そうした場合、特に都内にも例えば特養と保育を一緒にやっている法人はあるわけですが、そういった法人においては、その事業継続用財産という計算は非常に複雑になってきます。社会福祉充実計画自体、法人単位で作るものですので、本当に個々に積み上げて作っていく、そういった作業が必要になる可能性もあります。

一方、ほかの問題として、法人の事業収入形態というのは、例えば介護報酬でやっているところもありますし、措置費などさまざまですが、措置費ですとか保育所の委託費等には用途制限がかかっておりますので、充実残額として出てきた額がそのまま使えるのかどうかというようなことの検討も必要になってくると思っております。

二つ目として、所轄庁による地域ニーズの把握というところです。もちろん、その法人がどうやって地域ニーズをそれぞれの地域の中で把握するかという問題もありますが、所轄庁にとっても地域ニーズをどう把握していくのかと、課題があると考えています。

社会福祉充実計画の承認に当たっては、先ほど申し上げたように、所轄庁が地域ニーズとの整合性を見ていくという形になっているんですけども、どうやって見るかという仕組みを、地域の実情に応じて、それぞれ準備する必要があるのではないかと。それは地域ごとに違ってくると思っておりますので、その地域の状況にあったものを所轄庁が中心になって作っていく必要があるのではないかと。

また4、地域の課題解決のために、区市町村がこれまで以上に社会福祉法人を活用していく必要があるのではないかとここで、地域のニーズに合致した取り組みを社会福祉法人にやってもらうに当たっては、やはり地域で、もし、ネットワークを作るのであれば、そういった中に社会福祉法人に入ってもらうとか、こういった事業は社会福祉法人にお願いをする。今までもやってきたとは思いますが、それをさらに進めていく必要があるのではないかと考えています。

最後は、都の話でもありますが、先ほども申し上げましたように、複数の区市で事業展開をしている法人が作成している社会福祉充実計画、これは都が所管していれば都が承認することになりますが、都では、それぞれの地域のニーズというのはなかなか細か

く把握できていないということで、そこの地域ニーズの整合性というのを、どう都が把握する必要があるのかと。これ国が所管する法人も同じだと思いますが、そういった問題があると考えております。

簡単ですけども、資料3は以上となります。

○平岡委員長 ありがとうございます。

この点については、今回、新たにこの委員会として検討することになると思いますので、いろいろな観点からご質問・ご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

○亀岡委員 多分、これは今後、検討される中に出てくることかもしれませんが、今のところ、この事業継続用財産というのを資産から負債を引いた残り、つまり純資産から引くわけですが、社会福祉充実残額がプラスと結果的に出たときに、こういう計画を立てるといふ仕組みになっています。事業継続用財産としてここで出てきているのは、基本的には固定資産の所得及び維持、さらに運転資金というのは、これをどこまで把握するのかという問題があるのですが、基本的に通常言われている運転資金の範囲であるのかなと思います。

私が考えているのは、特に社会福祉法人においては、人、つまり人材といいますか、これが非常に重要になる。また、人によって成り立っている部分、いわゆる先ほどの比率でも人件費は重要だというのは、そういうことがあると思うのですが、いわゆる人の教育という費用が、本当はどこかに含まれる、または今後の解釈論の中にどこに含めていくんだという話が出てくると思うのです。私の知っているいろいろな社会福祉法人さんなんかは、結構、そういう教育ですか、人材育成というのでしょうか、長く職員に勤務していただくためにかかるコストを、結構かけている法人もありますので、そういうものなんかもどう考えていくかということが、これは今後、重要な部分になるのかなとは、私は思っております。

○平岡委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。将来の人件費の伸びなども含めて、そのあたりのものは、この計画の中でどういう位置づけになるか教えていただければと思います。

○新田指導調整課長 そこは我々でもわからないところではありますが、確かに将来的に人材育成というのは、事業を継続していくために必要な経費ですので、どこまで事業継続用財産に含めていくのかという点については今後の国の考え方を見ていかなければいけない部分ではあると思います。

○平岡委員長 ありがとうございます。

それでは、高原委員、お願いします。

○高原委員 人材育成につきましては、それ以前の問題として、今、人材を確保するということでもって非常に苦戦しております、その経費が、もう、かさむ一方だという実情にあります。

他に、言いたいことはそれだけではなくて、2の論点の①のところ、事業収入形

態で介護費や措置費などあるが、措置費や保育委託費に用途制限、この問題が非常に法人運営について厳しいというか、足を引っぱっているというか、柔軟性がないというか、そういう問題を持っているなどと思います。この辺を何か考えていただけると本当にありがたいなと思っています。

○平岡委員長 ありがとうございます。

事務局から何かご説明をいただけることはありますか。

○新田指導調整課長 社会保障審議会福祉部会の報告の中でも、措置費などについて繰り入れの制限があることについては、検討を要するというようなコメントがありました。国としても何らかの考え方を示してくるのではないかと考えていて、これも国の動向を見るしかないのですが、そういう状況になっております。

○平岡委員長 確かに用途の制限を緩めるとしても、最終的には行政の認可を得る形になり、不適切に使われるという見込みはないわけですので、その制限を緩和してほしいという要望が出るのも当然なのかなと思います。

そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○松田委員 1点だけ。そういう意味では、事業継続用財産として、どういうふうを考えていくか、ここは非常に難しいところがあるかと思うのです。国でもガイドラインを作っていくという話ではございますが、所轄庁でそのあたりの考え方にずれがないようにというところは、もちろん国でもお考えになるかと思いますが、東京都の段階でも、十分、そのあたり共通の物差しでお考えいただくようなところが大事ではないかと思っております。

○平岡委員長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それから、私からちょっと1点お伺いしたいのですが、この社会福祉事業等の投資額に関してなんですけれども、これについて、法人が計画を立てるとするのは、当然、自主的に計画を立てるとするのはいいわけなんです。ですが、この投資額、こういう事業を拡大していくというようなことを計画に盛り込んだ場合、行政の側が、それを認めるというのは、例えば新たに一つ施設をつくるということを知るといって形になるのか。それはまた別で、計画として妥当であれば、それが将来実現するかどうかまで行政としては、直接は保証しないといえますか、行政の方針とは合致しているということは、また別の問題ということになるのかどうか。その辺については、いかがでしょうか。

○新田指導調整課長 今の法の規定では、事業区域内の需要と供給と整合していることを、所轄庁は確認をするという規定がありますので、何らか、区市町村の介護保険事業計画等々との整合性というのが図られてなければいけないと考えています。では、計画がどこまで具体化している必要があるのかということについては、これからの議論にはなってくると思っております。

全く地域ニーズがないのに特養をまた新たに作るですとか、そういった計画を仮に、

法人が出してきたとすると、そこは整合性との関係で認められないのではないかと考えています。

○平岡委員長 飯塚委員。

○飯塚委員 今、委員長がおっしゃったことはとても重要なことだと思います。

それで、この論点の下の②のポツの二つ目が実際、とても重要なことになってくると思います。現実的には、どんな事業を行うにしても、区市町村あるいは東京都がどう社会福祉法人と一緒にやるかというところなしには、この計画は動かないと思います。

そうしますと、逆に非常に役所側の小さい話にもなりますが、都と区市町村との連携とか、あるいは役所の中での法人所管部門と事業所管部門との連携ですとか、発想転換していかないといけないことが、福祉の世界に出てくるのではないかなとさえも思っている部分なので、専門家の先生方の意見をいただきながら、このポイントを考えていかないといけないのかなと、今の委員長の話の中で思いました。

○平岡委員長 ありがとうございます。

大変重要なお指摘をいただきましたが、その他の点も含めて、ほかにご質問・ご意見いただければと思います。

それでは、きょうは11時半までということで時間が限られておりますので、ここで4の事例紹介のほうに進ませていただければと思います。これは今の社会福祉充実計画とも密接に関係しておりますので、最後の部分で時間がありましたら、両者含めた意見交換ができればと思っております。

それでは、松田委員、よろしくお願いたします。

○松田委員 東京都社会福祉協議会の松田でございます。本日は委員会の貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

私ども東京都社会福祉協議会自身も当然、社会福祉法人でございます。この間、会員でもございます社会福祉法人の方々とともに、そういう意味では社会福祉法人として、どういうふうに地域に貢献をしていくのかということについて、その取り組みを検討し、少しずつではございますが推進をしてきております。そのあたりの今の取り組み状況と、幾つかの法人、また社会福祉法人の連携によるプロジェクトのようなものも若干始まってきておりますので、それをご紹介させていただきたいと思っております。

資料4のほうをご覧いただきたいと思っております。

東京都社会福祉協議会の方では、会員の活動として社会福祉法人協議会というものを設置しております。高原委員の方も、その法人協議会のほうの副会長ということで、この会議の方には出席をいただいているところでございます。

平成25年度から、社会福祉法人協議会のほうで、そういう地域貢献の取り組みということについて検討を進めてきておまして、大阪府の方の先行する取り組みなどを検討しながら、「寄り添い型連携支援事業」というのを一つ提案させていただきまして、都内の社会福祉法人にセミナーあるいは各種別の会議等でも説明し、いろいろなお意見

をいただいていたところでございます。

そういうようなところを踏まえて、いろいろなアンケートでご意見をいただきまして、それを踏まえつつ、次のページでございますけれども、平成26年度12月に法人協議会での取り組みを踏まえて、それを発展させる形で、私ども東京都社会福祉協議会の中に、社会貢献事業の検討委員会というものを設置させていただいたところでございます。法人協議会やさまざまな種別の施設部会のメンバー、さらに区市町村の社会福祉協議会、民生・児童委員の方、そしてさらに東京都にもご参画をいただきまして、昨年度の年度末、27年3月に中間のまとめというのをまとめさせていただいているところになっております。

中間のまとめの中では、社会福祉法人に求められる役割として、制度のはざ間の課題、複合的課題、これに対して地域福祉の視点での仕組みづくりに取り組んでいく必要があるということを改めて確認しました。制度では解決が難しいニーズに対応してきたけれども、その社会福祉法人の取り組みをきちんと可視化するような取り組みが十分できてなかったのではないかとというようなことも振り返りつつ、東京の多様な主体が存在する中で、そこのネットワークを考え、社会福祉法人の率先した取り組みと区市町村社協等との連携・協働をしていく必要があるだろうというのと、少し資料のほうが先になりますが、次のページでございますように、3層の取り組みを提案させていただいているところになります。

個々の社会福祉法人の取り組み、区市町村域で社会福祉法人が連携をして取り組む、さらに広域で、東京都全域での取り組みというところで、具体的には、そのページの下のちょっとイメージ図をご覧くださいと思います。

それぞれの地域にさまざまなニーズがあると。そのニーズに対して図の一番右側D市というのをご覧くださいと思いますが、D市、C市のところでは、それぞれの法人が独自にその個別の地域のニーズに対して取り組むということももちろんあると。

その上で、真ん中のところがちょうど区市町村域の連携になりますけれども。それぞれの区市町村域で、それぞれの社会福祉法人施設事業所が連携し、そこにまた社会福祉協議会、また区市町村の行政ですね、これも関わっていただく形で取り組みを進めると。

そのイメージとして、ここではA、B、C、Dの四つの例をパターンとして、考え方の参考として示させていただいているものになります。また、具体的な事業、連携事業についても、それぞれお示しをさせていただいているところでございますが、これもあくまで例ということで、ご覧をいただければというふうに思います。

まず、その社会福祉法人事業所のネットワークがあり、社会福祉協議会や行政が、そのネットワークと連携をして支援をするというようなイメージもあれば、B区のように社会福祉協議会が社会福祉法人のネットワークの要的な、事務局的な役割を果たしつつ、行政もそこに連携をしていくというようなイメージ。C市では、その社会福祉協議会と行政がそのネットワークの中心になるようなイメージ。D市では、社会福祉協議会行政

も同じように社会福祉法人と一緒に連携のメンバーとなり、少し大規模な法人などが、その要となっていていただくというようなイメージをしているところになります。

三つ目の、一番下になりますが、広域ということで、東京都全域での連携による取り組みということで、都内の社会福祉法人から何らかの形で会費を拠出をいただき、基金を東社協のほうに創生をしまして、その資金をそれぞれの区市町村の連携した取り組みにも、そこに応援をさせていただく。それとともに、東京全域、あるいは広域での共通するニーズ、公益支援の必要があるニーズに対しては、東社協の段階で広域の連携事業を検討し、皆様と一緒に検討し、実施をしていこうというようなスキームで考えているものになっております。

このような報告を昨年度末に出させていただきまして、今年度は社会貢献事業の検討委員会のもとに、三つの小委員会を置いて取り組みを推進しているところでございます。

また、区市町村域の連携による取り組みを推進するというので、六つの社協さんにモデル事業をお願いしまして、今、立ち上げの支援をさせていただいているところになっております。

それ以外にも普及啓発、私どものホームページや福祉広報での情報発信などもさせていただいております。

次のページのところの資料になります。

区市町村域の社会福祉法人事業所のネットワークにつきましては、種別を超えたネットワークというのは、やはりほとんどの地域で無いという状況の中で、同じ地域にありながら、顔が繋がっていなかったということが改めて、このようなネットワークの中で、お互いの制度、利用者の課題などを共有するというような取り組みになりつつあります。

今現在、私どもで把握をしているだけで六つの区市で、ある程度連絡会、協議会、緩やかなものも含めてネットワーク組織ができつつございます。

また、ネットワークに向けた取り組みが、今、11の地区で進んでおりまして、さらに今月あるいは1月にも、さらに二つの支部で、そういう取り組みが進むというところで、それぞれのネットワークでは、各法人の社会貢献の取り組みを共有するとともに、それぞれの法人が事業、施設運営の中で把握をしている地域のニーズなども共有をしていく。その中で連携・協働した取組を考えていこうというような方向にあるところでございます。

広域連携事業につきましては、次のページになります。

勉強会からスタートしまして、今、地域によらず共通するニーズ、広域支援の必要があるニーズに対応する広域の連携の事業というものの検討を進めておりまして、今、検討を進めておりますのは、さまざまな課題がございますが、そのテーマのところになります。生活困窮者自立支援法が今年度からスタートしている中で、なかなかそれぞれの

方の多様な自立に向けた支援法策が、まだまだ十分ではないというようなところで、中間的就労の受け皿が少ないという今までの地域の事情もあるという中で、中間的就労に関する検討を今、進めているところでございます。来年度に向けて具体的な広域の事業としての取組ができればというふうに考えているところでございます。

その下になりますけれども、実際に社会貢献的な取組、どういうものがあるかということ、昨年度、アンケートをさせていただいている中で少しご紹介をさせていただきます。

地域のさまざまな行事に協力をする、あるいは活動地域の町会等と連携をするといったような取組から、居場所づくり、食事の提供、子育て支援、学習支援、安否確認あるいは地域住民の生活支援、右側のところだと就労支援から緊急一次的な支援、ひきこもりの方への支援と、多くの法人で地域のニーズに対して、法人事業所の持つハードあるいはソフト、職員の専門性などを生かした多様な取組が行われてきているという状況も、昨年度のアンケートの中では浮かび上がっているところになっております。

本日は、四つほど、その中で事例をご紹介させていただきたいと思ひまして、ご準備をさせていただいております。具体的な取組につきましては、社会福祉法人の社会貢献の活動について、私どもの福祉広報あるいはホームページ等でも発信をさせていただいております。また、詳細な資料は別紙で、これは福祉広報の抜き刷りになりますが、コピーいただいているものを後ほどご覧いただければと思いますが、少しご紹介をさせていただきます。

まず、一番最初が、地域に“子育てコミュニティ”を作るということで、昭島市のダビデ会、保育園を運営されていらっしゃるようになりますけれども、そこのお取組になります。

その保育園さんが地域の課題として、ここにありますような商店街のシャッター街化、高齢者の方が行き場がない、夕方には児童の公園に中高生がたまり場になっていると。卒園者の保護者の方々から、小学校の高学年、あるいは中高生で万引きや恐喝まがいのトラブルが増えているんだというようなことも入ってきていると。そういう中で、地域にある社会福祉法人として何かできることがないかということで、異世代が集うことのできる仕組みを作れないかということを探していったという事例になります。

もちろん、市役所の方に何か活用できる補助金はないかというご相談をしつつ、シャッター街化している商店街の方に活用できる場所がないかというようなことをご相談する中で、いろいろな商店街の中でも、子供の声がうるさいなどという反対のご意見などもある中、一方で、そういう居場所に対する期待もあるというところでございました。

なかなか、補助金が使えないということの中、赤字を覚悟で地域ふれあい館というものを商店街の1画にオープンをされたという事例になります。そういう意味では、何も補助金等を得ておりませんので、資金不足、人材不足と、専任の職員もなかなか配置できないという中で、保育所のクラス単位あるいはグループ単位で、この地域ふれあい館

というところに担任の保育士と一緒に出向くという中で、そこでのプログラムをいろいろ取り組んでいらっしゃるという事例になります。

多様な利用者のニーズにこたえる形で、利用者が利用層や時間帯を選べるようなプログラムにされるというようなところ。あるいは、地域にその活動が見えるようにということで、前面ガラス張りにされた施設づくりの中で、一方で安心して活動に参加していただけるような登録制をつくるという中で、保育所等に対する地域のご理解が進み、また、職員、保護者の方の居場所づくりについてのご理解が進む。また、職員の中でも、資質向上につながっているというようなことを伺っているところになります。

次のページの資料は、品川区の方の福栄会といいます、区内に12カ所の拠点を持つ総合福祉施設を運営されている法人になります。

品川区は非常に町会・自治会が活発な地域というところで、この福栄会の法人にも評議員に4人の町会長が入っていらっしゃるという中で、その町会長の方々との会話の中で、町会会館をもっと活用できないかと。

一方で非常に地域には、ひとり暮らしで寂しい思いをされている方も多くいると。ひきこもりがちな方もいるというようなお話が出る中で、地域に住民が集まっておしゃべりできる場づくりというアイデアが生まれてまいりまして、法人のノウハウを生かして、地域に職員が出向いて、出張サロンを月1回でございますが開くというようなところの取組につながった次第になります。

これに先立つ形で法人本部の中でも、既にサロンという、高齢者などが参加できるサロンも開いていらっしゃるようになりますが。町会会館を活用したサロンというのを一つ目お開きになり、戸建住宅が多いという地域性を鑑みた中で、民生・児童委員、町会の方々、ケアマネジャー、いろいろな方のご協力を得て、参加を促しているという取組みになります。

サロンの二つ目は、近隣の自治会から、ぜひ、うちでもやってほしいというようなやはりお声がけをいただいて、その集会場を活用する形で、どういうプログラムをやるかということも自治会の方々と法人の職員と一緒に考える中で、「脳トレ」で勉強と娯楽を兼ねるというようなプログラムを考えたというお話になります。

また、法人の機能を生かして、厨房で作った高齢者に配慮をしたようなお弁当を法人が一部負担する形で、このサロンの場には提供をされるということもされています。

このようなサロン開設に当たりましては、法人について知ってもらうために、自治会から希望を募って施設の見学会あるいはお弁当の試食などということで、実際に見ていただくことで法人について、あるいは施設の利用者の方々について、ご理解をいただき、あるいは高齢期の今後の生活や食事についても知っていただくというようなところで、地域でそれぞれの方が自分たちでも頑張っていくんだということも持っていたきたいという思いもそこにあっただようございます。

また、地域で、こういうふうに町会・自治会、住民の方々と顔がつながる中で、困ったときに法人施設のところにご相談が入るように、その中で必要なさまざまな情報提供ができるようにというところも進んできているというお話でございました。

三つ目の事例が、これは小金井市の聖ヨハネ会というカトリック系の法人でございませぬ。制度を超えた個別のサポートを法人として、意思決定をして取り組んだという事例になっております。

特別養護老人ホームや在宅サービスセンター、また病院も運営をされているところになっておりますけれども、ある高齢者の方が、非常に衛生状態が極めて悪化した一軒家で、本当にごみがあふれる中で生活をされている。一方で介護保険等のサービスは拒否をされていると。市や包括支援センターに住民から苦情が寄せられるけれども、なかなか対応に苦慮しているという中で、唯一利用されていた、このヨハネ会の配食サービス、それを通じてきめ細やかに、また息長くかかわる中で関係性を作っていたというところになります。

法人の中でも、高齢者の関係の3部門で連携して、法人として必要な支援を行うということを決め、半年にわたる関係づくりの中で、外に出させていただくような働きかけも行い、ようやく清掃等の支援を受けていただけることになったということになります。

その場合にまた、清掃等の取り組みについてはショートステイをご利用いただき、その間に法人の職員が法人の社会貢献活動という位置づけでご自宅のご清掃、入浴、さまざまな取り組みをさせていただいたというところから、この方の生活が整っていったということになっております。

このような、法人の理念に基づく実践をフィッティングサポートというふうに定義しまして、これによって制度から人を見るのではなく、支援を必要とする人に着目して必要な支援を想像していく。尊厳ある支援を実現していくと。地域に向けて、目を向けて在宅生活を支えていく人材の育成ということを法人として考えているというような事例でございませぬ。

最後、ご紹介をいたしますのは、これは社会福祉協議会を含め四つの法人が連携をして、この10月にスタートしたばかりの取組になります。

大田区の方では、社会福祉協議会が7月に呼びかけをされる形で、社会福祉法人のちようど連絡会もできたところがございますが、そういうような取り組みを進める中で、法人の連携による取り組みのご検討が進んだということになります。

きっかけといたしましては、この中の大洋社という法人でございませぬが、母子生活支援施設をされていらっしゃる中で、一人親家庭の子供たちの学習の課題、あるいは社会との、他者との交流が少ないという課題、それがその後の進学や就職で非常にその子供たちが難しい状況に陥っているということの中から、生きる力を身につけられる体験的な学習支援が必要ではないかというところを、ずっと感じていらっしやったと。

一方で、母子生活支援施設と申しますのは、そういう意味ではDVの被害者等も利用

されるということで連絡先も非公開という中で、場所もなかなかその施設でやることができず、いろいろな課題があるというところで、この大田区のちょうど法人の連携を進める中で、大田区社会福祉協議会、そして大洋社、池上長寿園。これ、池上長寿園は高齢の施設になりますが、そして大田幸陽会と障害の施設。このあたりが連携をして、子供の貧困がもたらす課題や異世代交流に対して、それぞれの集会室、あるいは会議室などを活用する形で、地域の自治会、民生・児童委員、学校、教育委員会が広報にご協力をいただくというところで、れいんぼう大森、れいんぼう久が原という取り組みをスタートしたという事例になっております。

この事例は、まだ、私どもの方のホームページ等も、これから取材をして掲載をさせていただきます事例でございますが、こういうような取組も、今、進みつつあるということでご紹介をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○平岡委員長 大変興味深い事例の紹介も含めて、ご報告ありがとうございました。

では、皆様からいかがでしょうか、ご質問、コメント等ありましたら、お願いいたします。

それでは、全体を通して、今も含めて何かご意見等ございましたら、お願いいたします。

○高原委員 ただいまの報告につきまして、法人協議会としては、まだ、オール東京という形で準備しているものですから、なかなかキックオフできたというふうに言えていない、そういうもどかしさがあります。

というのは、大阪とか千葉とか埼玉というのは、できる事業主体が中心になってやっていますけれども、東京の場合には、全法人が対象ですので時間がかかっております。

ただ、一方で各法人が社会貢献の責務ということを念頭に置いて、いろいろな試みが、もう始まっています。それが今、紹介されたものだと思いますし、従来から大なり、小なり実践を蓄積しております。

昨日も、ある23区の中の一つの法人の理事会で、社会貢献として中間就労に手を挙げて、都の認可を申請する決議をした法人がございます。

○平岡委員長 ありがとうございます。どうぞ。

○亀岡委員 どうもありがとうございます。大変、勉強になりました。

先ほどのお話を伺う中では、多くはやはり社会福祉法人が中核になっているというのはあるんですけども、例えば、NPOであるとか、それ以外のいわゆる人格なき社団といいますか、地域の方々という部分との連携みたいなのはどういう形でしょうか。その辺、もし、何かあればお願いいたします。

○松田委員 ご指摘、ご意見ありがとうございます。

先ほどの東社協の中間のまとめの中では、やはり多様な主体が東京ではいろいろな取り組みを進めているというような、そこの連携というものも意識をしておりますので、

今、区市町村域でいろいろな社会福祉法人の連携が進みつつあって、その事業を展開する中では、当然、その分野でいろいろな実践をお持ちのNPO、あるいはさまざまな団体、諸団体と当然連携をしていくということもあるだろうと。その率先して、社会福祉法人がそういう取り組みを働きかけていくのではないかなと考えているかと思います。

○亀岡委員 ありがとうございます。

○平岡委員長 ありがとうございます。

やはり社会福祉法人が施設とか、人材という資源を持っていますので、それを活用していろいろな団体と連携していくということも、今後進んでいくのではないかと思います。

そのほかの点はよろしいでしょうか。

それでは、今日は1時間半という短い時間設定になってしまいましたので、議論が十分できない点もあったかと思いますが、きょういただいたご意見については、また次回以降の審議にも反映させていきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、第3回の社会福祉法人専門家会議を終了ということにいたします。皆様、どうもお疲れさまでした。

事務局から連絡事項等ございましたら、お願いいたします。

○新田指導調整課長 それでは、連絡事項をお伝えさせていただきます。

次回の会議の開催は3月頃を予定しております。改めて事務局より皆様にご連絡させていただきます。

また、本日の議事録につきましては、後日、事務局より各委員へ送付させていただきますので、ご確認をお願いいたします。

本日の資料はお持ち帰りいただけますので、どうぞ、お忘れ物のないようお願いいたします。

本日は、ありがとうございます。

(午前 11時32分 閉会)